

国連人権高等弁務官事務所の「職業と世系アンケート」に対する回答

作成 2006年3月

- ◆ 反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)
- ◆ 部落解放同盟中央本部 (BLL)
- ◆ 部落解放・人権研究所 (BLHRI)

質問事項

1. 影響を受けているコミュニティのリスト：
職業あるいは世系に基づいて差別されているコミュニティ（ディアスポラのコミュニティも含む）、人々の集団あるいは地域を特定してください。
2. 影響下にある人の数：影響を受けている人びとの数。
3. 背景情報：それら差別の歴史的、社会的、宗教的および文化的背景に関する簡潔な情報を提供してください。
4. 差別の種類：どのような種類の差別ですか？（例えば、教育、職業、雇用、土地の所有、住居、水、結婚、命名制度、宗教、公共施設やサービスへの災害時を含めたアクセス、公共資源の割り当て、そして警察あるいはその他の法執行機関の職員およびその他のコミュニティの構成員による暴力）
5. 差別の期間：この差別はどのくらいの長さ続いてきましたか？
6. モニター機構：あなたの組織は差別事件を記録するモニター機構をもっていますか？もしあるならば、どのレベル（全国、都道府県、地区、等）でありますか？
7. 活動：あなたの組織は職業と世系に基づく差別の問題を扱っていますか？
この問題の解決のためにこれまで何らかの取り組みが行われてきましたか？
厳しい反応も含め、そうした取り組みに対する反応はどのようなものでしたか？
あなたの組織の関係する活動に関して情報をください。
あなたの組織がこの問題を扱っていない場合、その理由を述べてください。
あなたの組織は職業および世系に基づく差別に関して訴訟を行ったことはありますか？
その結果は肯定的でしたか？
決定はうまく実施されましたか？

職業と世系に基づく差別に関する質問状

非政府組織への質問状

1. 影響を受けているコミュニティのリスト：職業あるいは世系に基づいて差別されているコミュニティ（ディアスポラのコミュニティも含む）、人々の集団あるいは地域を特定してください。

《回答》

- 1-1 地区・・・被差別部落（行政用語では同和地区）
- 1-2 人・・・被差別部落民（行政用語では同和関係者）、被差別部落出身者（被差別部落を出て他の地域で暮らしている人びとのこと、行政用語では同和地区出身者）
- 1-3 デアスポラ・・・他の国に移民している日系人社会においても、
+被差別部落出身者は結婚等の面で差別されている現実がある。（例：ハワイ）

2. 影響下にある人の数：何人の人々が影響を受けていますか？

《回答》

- 2-1 1993年総務省地域改善対策室による同和地区実態把握等調査結果
同和地区数・・・4, 442地区
同和関係者数（もともとの居住者数）・・・892, 751人
同和地区居住者（来住者数を含む）・・・2, 158, 789人
- 2-2 部落解放運動関係者、部落問題の研究者の主張
被差別部落数・・・6000カ所
被差別部落民及び被差別部落出身者数・・・300万人

【注】1993年の政府の実態調査結果は、地域改善対策特別措置法を適応していた対象地域に限定したもので、諸般の事情でこの法律が適応されていない被差別部落は少なくない。ちなみに、1975年11月に発覚した「部落地名総鑑」には、およそ5300カ所の被差別部落が掲載されていた。

3. 背景情報：それら差別の歴史的、社会的、宗教的および文化的背景に関する簡潔な情報を提供してください。

《回答》

3-1 被差別部落の歴史的源流は、文献上1000年頃から散見される。このころ、「河原者」、「屠者」、「穢多」、「清目」等と呼ばれ、河原などに住み、死牛馬の処理、皮革の製造、神社仏閣等の清掃、造園、芸能等に携わっていた。これらの人びとは、「賤民」として、周りの人びとから被賤視されていたが、特別の能力を持つ存在として畏敬の対象でもあった。また、その身分は、固定されたものでなく流動的であった。これらの人びとが、被賤視されたこと背景には、日本の土着信仰である神道や、日本に伝わってきた仏教（ヒンドゥー教の影響を受けた大乘仏教）の考え方（とりわけ「ケガレ」という観念やと畜業者に対する忌避観念）が少なからぬ影響を与えた。

【注】日本は、稲作を基本としているが、水田耕作にとって不可欠な牛馬は輸入した貴重な役畜であった。このため600年代以降、時の政権は牛馬のと畜、食肉を禁止した。

3-2 15世紀後半から、日本は、「戦国時代」に突入する。戦国大名は、鎧甲等重要な武器

の材料である皮革を安定的に確保するために、城下に皮革職人を集め住ませた。これらの人びとは「皮多」と呼ばれることが多かった。「皮多」の人びとは死牛馬の処理をし、皮革を製造し戦国大名に上納した。

3-3 1600年頃から、日本の封建制は後期封建制の時代に移行（徳川幕藩体制）し、中央集権的な様相を強め、身分制度を強固なものとした。こうして中世の「河原者」などの被差別身分の人びとや、「かわた」などの皮革職人たちの居住区が、被差別部落として制度的に固定され、一般に皮多村と称された。「皮多」と呼ばれた人びとは、皮革の製造や雪駄と呼ばれる履き物製造などに取り組みとともに、荒れ地を開墾するなど農業などにも力を入れていった。また、役負担としては、徳川幕府や諸大名から皮革の上納とともに牢番、犯罪の取り締まり、刑の執行の際の下級刑吏としての任務が命じられた。

3-4 徳川幕藩体制のもとで、商品経済が発展していき、次第に身分制にほころびが生じてきた。これに対する反動として、法制面で身分制は強化され、被差別部落地区を竹垣などで囲むこと、服装や髪型などにも規制が加えられた。

3-5 死牛馬の処理、皮革の製造が命じられたり中心的に担ってきた「皮多」と呼ばれた人びとは、徳川幕藩体制下では、「穢多」と呼ばれることが多くなってきた。以前は、被賤視されるだけでなく畏敬の面でも見られていたが、この時代になると被賤視の面に加えて不浄視の面が強まった。また、死牛馬の処理や皮革の製造以外の芸能に従事していた人びと、さらには何らかの理由で農村を離れ都市に流入してきた人びとは、「非人」等の身分に位置づけられた。

3-6 徳川幕藩体制下では、身分、職業、居住地は三位一体であり、身分を超えた結婚や身分間の移動は原則として禁止されていた。但し、「非人」は、「穢多」身分よりは、地域によっては下位に位置づけられていたが、一定の条件を満たせば町人や百姓等もとの身分に戻ることができた。

3-7 徳川幕藩体制も末期の1800年代にはいると、身分制の引き締めに対する被差別部落の人びとの抵抗運動（1856年の「洪染め一揆」など）が見られるようになってくる。また、徳川幕藩体制を打倒する討幕運動が活発になり、内戦状況が生じてくるが、その中で、被差別部落の人びとは、身分解放と引き替えに様々な活躍（1863年、長州藩の「維新団」や「一新組」など）をするようになる。

3-8 1867年 明治維新が行われ、徳川幕藩体制が倒れ日本は近代社会への参入を開始した。1871年、徳川幕藩体制下にあった賤称が廃止され、身分職業とも平民と同様であることを謳った公布が布告（「賤称廃止令」）された。しかしながら、およそ260年に及ぶ幕藩体制下で定着させられてきた差別意識を払拭するための教育・啓発は実施されなかったし、被差別部落の人びとが、伝統的な職業以外の職業に進出していくための方策も講じられなかった。他方で、伝統的な部落産業であった皮革産業や、新たな産業として登場してきた食肉産業に大資本が参入してきた結果、被差別部落の人びとの貧困化は急激に進行した。この結果、被差別部落の人びとの多くは、農村部では、ごくわずかの農地しか持たない小作として、都市部では、日雇い労働で生計を維持する停滞的失業者として生活することを余儀なくされた。

3-9 その一方で、明治政府は、天皇を頂点とする貴族制度を創設した。新しく創設された身分制度のもとで、被差別部落の人びとは、社会的に、当初は、「元穢多」、「新平民」、やがて、「特種（特殊）部落民」と呼ばれ、就職や結婚、日常生活上の交際等において差別されること

となった。

3-10 国内的には「大正デモクラシー」と呼ばれる民主主義の確立を求める運動、国際的にはロシア革命や国際連盟下で高まった民族自決を求める運動の高まりに影響されて、1922年3月3日全国水平社が創立された。この全国水平社創立大会で採択された「水平社宣言」（資料①）は、日本における最初の「人権宣言」と高く評価されているが、「人間はいたわるべきものではなく、尊敬すべきものであること」を明らかにし、全ての人びとが光り輝く存在として解放されることをめざしたものである。

3-11 全国水平社は、当時日常的に公然と存在していた差別の不当性を指摘する闘い＝「糾弾闘争」を果敢に展開した。これは、軍隊内や裁判における差別にまで及んだ。全国水平社の運動に押されて時の政府は部落を改善するための予算を計上し、住宅の改善や道路の拡幅等一定の改善事業を実施した。しかし、それは全国水平社の運動のない部落に事業を実施する等全国水平社の盛り上がりを牽制する目的を持って行われた。

3-12 政府は、部落差別に基づく差別行為を法的に禁止しない一方で、全国水平社の差別に対する抗議行動としての糾弾闘争を犯罪視し弾圧した。

政府は、1935年を起点とする「部落問題を解決するための10ヵ年計画」を策定し実施し始めたが、日中戦争から太平洋戦争へのめり込む中で立ち消えとなった。戦時体制下で、全国水平社への弾圧は厳しく、最後まで抵抗したものの、ついには戦争に協力することを強いられることとなった。痛恨の歴史である。

3-13 1945年8月、日本は、周辺諸国に多大な被害を与え、自らも原爆の投下に象徴される被害をこうむり敗戦した。この戦争を深く反省することの中から、1946年11月、戦争放棄、主権在民、基本的人権の尊重を原理とする日本国憲法が制定された。この憲法の第14条では、「人種、信条、性別、社会的身分または門地に基づく差別」が否定され、第24条では、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」することが明記された。これらの条文は、1946年2月に再建された部落解放全国委員会のリーダーたち、特に松本治一郎委員長（初代参議院副議長、1887年～1966年）の働きかけにより盛り込まれたものであった。

3-14 憲法には、部落差別を一般的に否定する条項が盛り込まれたが、これを具体化するための法制度の整備はなされなかった。このため、部落差別は撤廃されなかった。そのみならず、敗戦後の混乱の中で、多くの被差別部落民の生活は困窮を極めた。

3-15 1951年10月、京都の被差別部落を舞台にした差別小説が掲載されるという事件が発生した。（オール・ロマンス糾弾闘争）この差別事件を糾弾する過程で、被差別部落の劣悪な住環境と、被差別部落民のおかれている無権利な生活実態が明らかにされていった。この小説が、京都市の臨時職員によって書かれたこともあって、京都市の責任が鋭く問われることとなった。この事件に対する糾弾闘争の中から、①差別事件が生じてくる背景には部落と部落民が置かれている劣悪な実態があること、②この実態の改善なくしては部落差別の撤廃はおぼつかないこ

と、③そしてその実態を放置し続けてきた責務は差別行政にあることが明らかにされた。この事件を反省することの中から、一般施策では部落差別の実態の改善ができないため、京都市は部落の実態に見合った特別の施策を本格的に開始することとなった。この施策の中には、部落の住環境の改善、地域のセンターの設置、義務教育未就学者の根絶等が含まれていた。（尚、この部落には在日韓国・朝鮮人も居住していて、被差別部落民と同じように劣悪な状況下におかれていた。また、差別小説にも在日韓国・朝鮮人が差別的に描写されていた）

3-16 京都におけるこの戦いの経験が、全国に広まっていった。その中で、いくつかの自治体で、部落問題を解決していくための審議会が設置されるとともに、総合調整・企画立案を担当するセクションが設けられた（同和対策部・課、同和教育課など）。やがて、地方自治体の取り組みだけでは、財政面や制度面などで限界があることが明らかになってきた。

3-17 一方、部落と部落民がおかれている劣悪な状況を改善する戦いに部落解放運動が取り組むことによって運動に参加する部落大衆が増加し、1955年8月、部落解放全国委員会は部落解放同盟と名称を変更した。

3-18 1958年1月、部落解放同盟はもとより、労働組合や地方自治体の代表者等が東京に集まり、部落問題を解決するために国の本格的な取り組みを求める運動が本格的に開始されることとなった。（国策樹立請願運動の開始）1960年8月、国として部落問題解決に取り組むために専門家の意見を聞く機関として内閣同和対策審議会を設置するための法律が制定された。その後、国策樹立を求めた九州から東京までの全国大行進に代表される闘いが展開された。

3-19 1965年8月、内閣同和対策審議会は時の内閣総理大臣に対して答申を提出した。この中で、部落問題が日本社会におけるもっとも深刻な社会問題であることが指摘されるとともに、「この問題の早急な解決の責務は国にあり、同時に国民的課題である」ことが明らかにされた。そして「答申」は、部落問題を解決するために、①住環境面の改善、②社会福祉の増進、③教育の向上、④産業・職業の安定、⑤人権の擁護（差別に対する規制・救済を含む）等の総合的な取り組みと、これを裏付ける法制度の整備の必要性を指摘した。

3-20 1969年7月、同和対策事業特別措置法が制定された。この法律の特徴は、同和対策事業を実施するに当たって、国が地方自治体に対して特別の財政的な支援をすることを定めたものであった。この法律は、被差別部落の住環境面の改善には役立つものではあったが、差別意識を撤廃するための教育・啓発については位置付けが弱く、差別事件を禁止するとともに差別の被害者の効果的救済に関する条文は盛り込まれていなかった。1974年4月には、総理府の中に、総合調整・企画立案機能を持った同和対策室が設置された。（後に総務庁内の地域改善対策室に改組）

3-21 2002年3月末まで、名称や内容の変更を伴いながら一連の「特別措置法」に基づ

き、部落問題を解決するための施策が実施された。この結果、①被差別部落の道路、住宅などの住環境面の改善は前進した。②また、地域のセンターや保育所（大規模部落では、青少年会館、老人センターなども）が整備されていった。③高校進学率も「答申」が出されたころは、全国平均の半分（75パーセントに対して40パーセント程度）程度であったものが、4ないし5ポイントの差（95パーセントに対して90パーセント）まで接近した。

3-22 2002年3月末で、33年間続いてきた「特別措置法」に基づく特別施策による部落問題解決の方式は終了した。しかしながら、このことは、部落問題が解決したことを意味するものではない。

3-23 1996年5月、国の諮問機関である地域改善対策協議会から、今後の同和問題解決に向けた基本方策に関する意見具申が出された。この中では、同和問題に関する基本認識として、①同和問題はこれまでの取り組みによって解決に向けて進んでいるものの依然として日本における重大な社会問題であること、②同和問題をはじめ日本に存在する人権問題の解決は国際的責務となってきたこと、③同和問題の解決の責務は国にあり、同時に国民的課題であるとした1965年の同和対策審議会答申の基本精神は、引き続き踏まえる必要があること、④同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要があること、⑤同和問題解決にむけた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていく必要があること、が指摘された。

3-24 さらに、同和問題の現状として、①住環境面の改善はおおむね解決されてきた、②被差別部落民のおかれている教育、産業・労働面の実態はなお格差が存在していること、③差別意識は解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に根深く存在していること、④差別事件はなお継続しており、それに対する現行の救済制度等には不十分な点があること、⑤（実態に見合った施策にするなど）適正化対策が不十分であること、が指摘された。その上で、同和問題の解決に向けて今後求められる基本法策として、①教育、産業・労働面等でなお残されている格差の是正に取り組むこと、②差別意識を撤廃するために教育・啓発を推進すること、③差別事件を根絶するために人権侵害救済等に取り組むこと、④施策の適正化に取り組むこと、の4点が提起された。

3-25 一方、部落解放同盟を中心とする部落問題の根本的な解決を求めた人々は、「特別措置法」に基づく取り組みでは限界があるため、1985年5月、部落解放基本法案（資料②）を発表しその実現を求めた取り組みを開始した。この基本法案の内容は、①部落問題解決の重要性を明らかにした「宣言法的部分」、②部落と部落民がおかれている劣悪な実態を改善するための「事業法的部分」、③悪質な差別を禁止するとともに被害者の救済を定めた「規制・救済法的部分」、④差別意識を撤廃していくための「教育・啓発法的部分」、⑤国と自治体に部落問題を解決していくためのセクションを設置するとともに専門家の参画を得た審議会を設置することを定めた「組織法的部分」、の5つの構成部分から構成されている。この基本法案は、先に紹介し

た内閣同和対策審議会答申と国連の採択した人種差別撤廃条約の考え方を踏まえたものである。

3-26 1996年12月、人権擁護施策推進法が制定された。(5年間の時限立法)この法律では、①部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃し人権侵害を撤廃するためには、人権教育・啓発の推進と人権侵害の救済が必要であること、②人権教育・啓発の推進と人権侵害の救済が国の責務であることが明確にされるとともに、③これらのより効果的な推進方策を検討するために人権擁護推進審議会が設置することが盛りこまれた。

3-27 1997年5月、人権擁護推進審議会が設置され99年7月、人権教育・啓発のあり方についての答申が出された。この答申では、人権教育・啓発の推進に際して国が行・財政的な措置をすることの必要性は盛りこんだものの、法的措置の必要性まで踏み込んだものではなかった。

3-28 しかしながら、本格的に人権教育・啓発を推進していくためには、法的根拠を明確にする必要があるとの世論が、部落解放基本法の制定を求める人々を中心とした取り組みによって盛り上がり、2000年12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(資料③)が公布・施行された。この法律は、①部落差別をはじめあらゆる差別と人権侵害の撤廃を目的に、②あらゆる分野で人権教育・啓発の推進を求め、③国、自治体、国民の責務を定め、④基本計画の策定と年次報告の提出を求め、⑤国の自治体への財政的支援を盛りこんでいる。この法律は、部落解放基本法案に盛りこまれた「教育・啓発法的部分」が、人権という広がりをもって実現したものである。

3-29 人権擁護推進審議会から、2001年5月に人権侵害救済制度のあり方に関する答申、同年11月には人権擁護委員制度のあり方についての答申が出された。これらの答申の中で、日本においても人権委員会を設置することが必要であること、現行の人権擁護委員制度の改革が必要であることが指摘された。

3-30 2002年3月 人権擁護法案(資料④)が、閣議決定され通常国会へ上程された。この法案には、新たに人権委員会を設置することが盛りこまれた。しかしながら、この人権委員会が、①法務省の影響下におかれたもので独立性がないこと、②中央レベルの人権委員会だけで実効性に問題があること、③マスメディアも一定の強制力を持った調査の対象に盛りこまれたことによって、メディアの取材や報道の自由を脅かす危険性があること、等の問題があり、抜本修正が各方面から求められた。

3-31 この人権擁護法案は、1993年に国連総会で採択された国内人権機関の設置に関する原則(パリ原則)にもとるものでもあった。部落解放基本法の制定を求めた人びと、日本弁護士連合会、マスコミ関係者、地方自治体関係者等によって、人権擁護法案の抜本修正を求めた粘り強い働きかけが展開されたが、2003年10月、衆議院が解散され総選挙が行われることと

なったためこの法案は廃案となった。

3-32 今後、人権擁護推進審議会からの答申、パリ原則、さらには人権擁護法案の抜本修正に向けたこれまでの議論の積み上げ等を踏まえ、真に差別撤廃と人権侵害の救済に役立つ法律の早期制定が求められている。なお、この取り組みは、部落解放基本法案に盛りこまれた「規制・救済法的部分」の実現に関わった課題である。

3-33 被差別部落の人びとの教育や産業・職業面で残された格差は、今後一般施策を活用して是正されていく必要があるが、このためには、①これまで「特別施策」として実施されてきたものを一般施策へと移行すること、②既存の一般施策を改善し、部落差別の実態を改善できるようにすること、③新たな一般施策を創造すること等が求められている。この内、①については、2002年4月以降、高等学校へ行くための奨学資金制度に関して、従来「特別施策」と実施されていたものが、一般施策へと移行して継続されることとなった。

3-34 部落差別が、優れて地域に対する差別であるという特徴（注1）を考えたとき、被差別部落に住む人々とその周辺地区に住む人々との連帯を構築していくことは、極めて重要な意義を持っている。

注1 2000年11月、大阪府によって同和問題を解決するための実態調査が実施された。その中で、大阪府民に、「世間では、どのようなことで『同和地区出身者』と判断していると思いますか」を訊ねたところ、「本人が現在、同和地区に住んでいる」（56.5%）が最も多く、「本人の本籍地が同和地区にある」（47.9%）、「本人の出生地が同和地区である」（44.3%）、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」（39.2%）、「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区である」（37.3%）と続いている。ちなみに、「職業によって判断している」は22.1%にとどまっている。（回答は複数回答）このことから、今日、部落差別は、優れて地域に対する差部となってきたことが分かる。

3-35 このことの重要性は、「ねたみ差別」の克服が重要な課題となってきたことから指摘できる。これまで、部落と部落民がおかれている劣悪な実態が、部落差別の原因と考えられてきた。しかしながら、「特別措置法」を活用した取り組みによって部落差別の実態が一定改善されてきても、差別がなくなるどころか「なぜ部落ばかり良くなるのだ。われわれの方が逆に差別されているではないか」という「ねたみ差別」（「逆差別」）意識が生じてきたのである。このことは、部落は、劣悪な状況にあればあれで差別され、良くなれば良くなったで差別されるという部落の人々と部落外の人々とがおかれている関係性の中に部落差別の原因が存在していることを教えている。このことをふまえて、「ねたみ差別」が生じてきた原因を分析すれば、一つの原因は、なぜ「特別の施策」を実施してきたかについての教育・啓発が決定的に弱かったことにある。もう一つの原因は、部落の周りに、部落とさほど変わらない困難な状況におかれている人々が存在していたことによる。このことをふまえるならば、「ねたみ差別」を克服するためには、教育・啓発を強化するとともに、部落が良くなるとともに部落とさほど変わらない状況に

置かれている周辺地区の人々の状況も改善するための取り組み＝「人権尊重のまちづくり」が必要であることが分かる。

3-36 こうした観点から、近年、部落解放運動は、「人権尊重のまちづくり運動」を展開してきている。これは、被差別部落を含む小学校区域、若しくは中学校区域全体を人権が尊重されたまちに作り替えていくための運動である。このためには、被差別部落の人々だけでなく周辺地域の代表も参加した「まちづくり委員会」が組織され、当該地区の住環境面の改善のみでなく、生活、教育、産業・職業の安定に向けた総合的な計画が策定されてきている。

3-37 2000年4月、地方分権一括推進法が施行された。このことによって、日本の国と自治体の関係は質的な転換をし始めている。明治維新以降2000年4月までの日本は、中央集権上意下達型社会であった。つまり、大多数のことがらが国が決定し、地方自治体は、これに従っていたのである。しかしながら、この法律が施行されたことによって、国と自治体の関係は法的には対等の関係となり、これまで国が行っていたいくつかの事業は自治体にゆだねられることとなってきた。つまり、分権型社会への転換である。もっとも、税財政面の分権化が今後の課題として残されているが・・・。

3-38 このため、部落解放運動は、自治体に対する働きかけを強め、2005年10月時点で、530を超す自治体で、部落差別撤廃・人権条例、人権尊重のまちづくり条例が制定されてきている。この条例を活用し、いくつかの自治体では、実態調査の実施、審議会の設置、審議会からの答申、基本方針や基本計画の策定が行われてきている。また、人権室や人権教育課など人権行政や人権教育を推進していくためのセクションが自治体内に設置され、それらの重要な柱に部落問題の解決が位置付けられてきている。

3-39 一方、政府は、2003年4月以降、それまで総務庁の中にあった地域改善対策室を廃止してしまった。しかしながら、部落差別の実態、自治体の取り組み等を踏まえたとき、政府としても、①今日の部落差別の実態を明らかにするための調査を行うこと（1993年11月以降、政府は実態調査を実施していない）、②内閣府の中に部落問題が解決するまで総合的な施策を実施していくために総合調整・企画立案機能を持ったセクションを設置すること、③部落問題の根本的な解決に向けた基本方針と基本計画を策定すること、④自治体レベルの部落問題解決に向けた取り組みを支援すること、⑤特に、「人権尊重のまちづくり」を支援すること、⑥以上のことを効果的に推進していくための法整備を行うことが求められている。

4. 差別の種類：どのような種類の差別ですか？（例えば、教育、職業、雇用、土地の所有、住居、水、結婚、命名制度、宗教、公共施設やサービスへの災害時を含めたアクセス、公共資源の割り当て、そして警察あるいはその他の法執行機関の職員およびその他のコミュニティの構成員による暴力）

《回答》

4-1 差別事件

結婚差別・・・部落民と部落外の人との結婚は次第に増加してきているが、結婚差別は後を絶たない。

就職差別・・・例：1998年6月、大阪で経営コンサルタント会社（子会社として調査会社をもっている）が、700に及ぶ会員企業の採用に関して身元調査を実施していたことが判明した。その中には、部落出身者で採用しない方がよいとの報告が含まれていた。

身元調べ・・・結婚相手や採用予定者が被差別部落出身者でないかどうかを興信所や探偵者に依頼をして調査をする事件が後を絶たない。

部落地名総鑑差別事件・・・1975年11月、部落地名総鑑が作製販売されていることが発覚。今日まで、法務省人権擁護局の発表でも8種類の部落地名総鑑が存在していて、200を超す企業が購入していた実態が発覚してきている。2006年に入って、調査業者が部落地名総鑑を所持していたことが判明し、3冊回収され、未だにこの事件が解決していないことが明らかになってきている。（これ以外にも、調査業者のコンピューターに、部落地名総鑑が保存されているとの有力な情報が存在している）

職場での差別・・・職場の同僚から差別される差別事件が後を絶たない。

地域社会での差別・・・例：日常のつきあいで差別される事件が後を絶たない。

被差別部落を含む自治体との合併に住民が反対する事例が少なくない。

学校での差別・・・例：生徒同士で差別される。

生徒間の喧嘩の際に、相手に打撃を与えるために部落に対する差別用語が使われることが少なくない。

土地の価格の差別・・・部落の土地の価格は、周辺とくらべて大幅に安い。

差別落書き・・・駅のトイレや道路のガードレールなどにスプレー等で書かれた部落差別落書きが多発している。

差別ハガキ、投書、差別電話・・・被差別部落出身者の家に脅迫を伴った差別ハガキ、投書が送られてきたり、差別電話がかけられてくる事件が後を絶たない。

インターネット上での

差別情報の流布・・・近年、インターネット上で流布される差別情報が増加してきている。その内容は①部落の地名を一覧にしたもの、②著名人を名指しして部落民であると決めつけるもの、③部落民の抹殺を呼びかけるもの、④社会を驚かせた凶悪犯罪の実行者が部落民であると一方的に決めつけるもの等に分類される。

警察の犯罪視・・・警察官が被差別部落を「犯罪の巣窟」のように見なしている。

差別裁判・・・裁判官も部落に対して差別的な感情を抱いている。

マスコミによる部落に対する

マイナスイメージの増幅・・・「悪の代名詞」として部落を差別する用語が使用される事件が後を絶たない。また、2005年には、著名な評論家などが、テレビで部落差別を助長する発言を行う事件が生じている。

差別戒名・・・徳川幕藩体制下では、一目で被差別部落出身であることがわかるような戒名がつけられていた。一部の地域では、第2次世界大戦直後まで差別戒名がつけられていた。

4-2 差別実態

立地条件・・・川の縁など条件の悪い場所にある被差別部落が少なくない。また、近くにゴミ焼却場などが設置されているところもある。

住環境・・・かつては、道路も狭くバラックの住宅が少なくなかったが、1969年に制定された同和対策事業特別措置法等一連の「特別措置法」を活用して、一定改善されてきた。しかしながら、都市部においては、第2種公営住宅、改良住宅で対応されたため、画一的な部屋の大きさしかない。特別措置法終了後、家賃が応能応益制度に変わったため、高い家賃を払うのであれば、周辺の建て売り住宅を購入した方がよいとの判断で、ある程度所得の高まった層、年齢的にも若年層が被差別部落から流出している。他方で、空き家になったところに部落外の低所得者、年齢的にも高い層が被差別部落に移り住んでくるといった問題が生じてきている。

仕事・・・「特別措置法」が継続されてきた時期には、現業部門を中心に公務員等に採用される人がでてきて、一定程度被差別部落の雇用は改善された。しかしながら、「特別措置法」が終了したこと、公務員の削減が叫ばれる事態になってきたこと、民間企業においてもリストラが進行している状況の中で、被差別部落の雇用状況は厳しくなっている。例えば、2000年に大阪府が実施した同和问题解決実態調査によれば、若年層の失業率は、被差別部落の場合大阪府全体の倍になっている。

生活水準・・・「特別措置法」が継続されてきた時期には、被差別部落の生活水準は次第に高まってきた。それでも、高齢者を中心に生活保護を受けることによって生活して人びとの比率は高く、1993年の政府の実態調査によれば被差別部落の生活保護受給率は全国平均の7倍であった。「特別措置法」終了後、全国的な実態調査が実施されていないため、正確なデータは存在しないが、被差別部落の生活水準は低下してきているものと思われる。

教育水準・・・「特別措置法」が継続され、高校や大学へ進学するための特別の奨学資金制度が存在している時期は、被差別部落の高校進学や大学進学率は高まっていた。この結果、1997年時点では、文部科学省のデータによれば、高校進学で全国96.5%に対して、被差別部落は92.0%で、その差4.5ポイントまで接近していた。(この数値は、入学した時点のもので、被差別部落場合、中途退学者が2～3倍と多いため、卒業時点で比較するとその格差は10ポイント程度開くものと思われる。)また、大学進学についても全国40.7%に対して部落28.6%と、徐々に高まっていた。しかしながら、特別措置法終了後、特別の奨学資金制度が廃止されたため、高校進学、大学進学とも、再び低下してきているものとおもわれる。

デジタルディバイド・・・2000年に大阪府が実施した同和问题解決実態調査結果によれば、パソコンの保有状況、インターネットの利用状況とも、全国と比較して、被差別部落の場合はおよそ半分にとどまっている。

【注】 1, 被差別部落の実態についての、英文の資料については資料⑤ 参照

2, 政府は、1993年に実施した同和地区実態把握等調査以降、全国的な町を実施していない。今日時点の被差別部落がおかれている全国的な実態調査の実施が求められている。

5. 差別の期間：この差別はどのくらいの長さ続いてきましたか？

《回答》

【注】差別実態については4-2で、差別の期間についてあらましふれているので、ここでは、4-2の差別事件についてのみ回答する。さらに、明治以前の封建時代に身分制度が固定され、差別が合法的に存在していた時代と異なり、明治以降は法的に身分差別が廃止されたという点を言及しておく。

- 5-1 結婚差別は部落差別の中でももっとも深刻な問題で、明治維新の際に出された「賤称廃止令」（1871年）以降、今日まで続いている。
- 5-2 就職差別についても、「賤称廃止令」以降、今日まで続いている。
- 5-3 身元調べについても「賤称廃止令」以降、今日まで続いている。
- 5-4 部落地名総鑑差別事件については1975年11月の発覚して以降、今日まで根絶されていない。2006年 月にも部落地名総鑑が調査業者から回収されている。
- 5-5 職場での差別についても、「賤称廃止令」以降、今日まで続いている。
- 5-6 地域社会での差別についても、「賤称廃止令」以降、今日まで続いている。
- 5-7 学校での差別についても、1872年に学校制度が導入されて以降、今日まで続いている。

【注】ちなみに2006年は、被差別部落出身の教員を主人公にした著名な小説

『破戒』が出版されて100年にあたる。この主人公は、親の遺言で部落出身であることを隠していたが、様々な差別に直面する中で、深刻な苦悩の末、ついに部落出身であることを明らかにし、学校をやめ移民に出るというストーリーである。これは、実在する人物の話をもとに創作されたものである。

- 5-8 土地価格の差別については、明治維新以降、土地の私有が認められて以降、今日まで続いている。
- 5-9 差別落書きについては、1970年代以降多発し、今日まで続いている。（その理由としては、1969年に同和対策事業特別措置法が制定され、特別の事業が本格的に実施されたが、これに対する「ねたみ差別」が強まってきたことが考えられる）
- 5-10 差別ハガキ、差別投書、差別電話・・・差別落書きと同じ
- 5-11 インターネット上での差別情報の流布については、1990年代に入りインターネットが普及してから以降、今日まで続いている。
- 5-12 警察の犯罪視については、明治維新で警察制度が導入されて以降、今日まで続いている。
- 5-13 裁判での差別についても、明治維新で裁判制度が導入されて以降、今日まで続いている。特に、第2次大戦以前の例としては、1933年の高松差別裁判、戦後では、1956年の福山差別裁判が典型的な事例である。異連れの裁判も、被差別部落出身であることを隠して結婚したことが結婚誘拐罪として裁判で有罪となったものである。
- 5-14 マスコミでの差別については、第2次世界大戦戦前では新聞、ラジオが普及して以降、第2次世界大戦後ではテレビが普及して以降、今日まで続いている。

6. モニター機構：あなたの組織はケースを記録するモニター機構をもっていますか？もしあるならば、どのレベル（全国、都道府県、地区、等）でありますか？

《回答》

6-1 部落解放同盟は、以下の組織形態を持っている。

被差別部落	市町村レベル	都道府県レベル	全国レベル
↓	↓	↓	↓

7. **活動**：あなたの組織は職業と世系に基づく差別の問題を扱っていますか？この問題の解決のためにこれまで何らかの取り組みが行われてきましたか？厳しい反応も含め、そうした取り組みに対する反応はどのようなものでしたか？あなたの組織の関係する活動に関して情報をください。あなたの組織がこの問題を扱っていない場合、その理由を述べてください。あなたの組織は職業および世系に基づく差別に関して訴訟を行ったことはありますか？その結果は肯定的でしたか？決定はうまく実施されましたか？

《回答》

7-1 部落解放同盟として運動を展開しているが、その主な形態は以下の通りである。

- ① 相談活動・・・被差別部落民から各種の相談に応じる。
- ② 糾弾闘争・・・結婚差別事件や就職差別事件などが生じた場合、
事実を確認した上で、差別であることが明らかになった場合、差別をした当事者、その関係者に対して糾弾活動を展開し反省を促す。また、同様の事件の再発を防止するための諸施策の実施を求めていく。
- ③ 行政交渉・・・部落がおかれている実態、被差別部落民がおかれている実態を改善するための諸施策の実施を求めて、自治体や国に対する交渉を実施する。
- ④ 被差別部落内
での教育活動・・・各支部での解放講座、高校生や大学生を対象とした講座、都府県単位や全国レベルの青年集会や女性集会を開催している。
- ⑤ 被差別部落内外への
教育宣伝活動・・・解放新聞の発行（支部ニュース、解放新聞都府県連版、解放新聞中央版）、月刊雑誌『部落解放』の発行、ホームページの開設、支部、地協、都府県、中央それぞれのレベルでの研究集会の開催等に取り組んでいる。

【注】部落解放同盟の簡単な紹介

- 1, 歴史
 - 1922年3月 全国水平社 創立
 - 1946年2月 部落解放全国委員会として再建
 - 1955年8月 部落解放同盟と名称変更 今日に至る
- 2, 組織

38都府県に2028支部があり、同盟員数はおよそ9万名

7-2 上記の活動のうち、②の糾弾闘争については、差別をした相手側が確認会や糾弾会に応じなかった場合、差別に対する憤りから運動側が実力を行使して確認会や糾弾会を開催した場合、それが妥当なものであるかが裁判で争われた事例がある。これらの裁判では、①差別の存在は認めた、②差別を受けたものが差別したものに対して抗議行動を展開し反省を求めることも認めた、③実力を行使した面は有罪として運動側が裁かれた。

7-3 部落解放同盟が関わった最も重要な訴訟は、狭山差別事件に関する裁判である。この事件は、1963年5月、東京に隣接する埼玉県狭山市で発生した女子高校生誘拐殺人事件である。この事件の犯人として被差別部落民の石川一雄さん（当事24歳）が部落差別に基づく予断と偏

見によって逮捕され、一審では死刑、二審では無期懲役、最高裁では上告が棄却され無期懲役が確定した。その後2回にわたって再審請求がなされているにもかかわらず、未だに再審が認められていない。弁護側は、石川一雄の無実を証明する数々の証拠を提出しているにもかかわらず、事実調べがなされないまま再審請求が棄却されている。また、検察側がもっている証拠が弁護側に開示されない不公正な再審棄却決定であるという問題がある。なお、日本政府の自由権規約に関する第4回目の報告書の審査を踏まえた自由権規約委員会の勧告で、証拠開示が勧告されているにもかかわらず、未だになされていないという問題がある。